

研究ノート

近世知多地方における雨乞い行事

松 下 孜

日本福祉大学 子ども発達学部

A Ritual for Rain in the Chita District in the Contemporary History

Tsutomu MATSUSHITA

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

Key Words : 雨乞い, 馬の塔, 獅子舞, 多度神社, 猿投神社, 氏神, 旱魃

はじめに

水稲稲作と呼ぶが如く、米作りには大量の水が必要である。水のほとんどは雨水であり、雨が頼りとなる。とくに稲作にとっては、田植えの時期とその後の稲の生育期の水は必要不可欠である。かつて農民は、田植えの時期や稲の生育期に雨が降らないと、雨乞い祈願を行った。水稲稲作は、日本全国に広がっていたのであるから、雨乞い祈願も全国各地で行われていた。

雨乞いについての研究に先鞭をつけたのは、なんといっても民俗学の泰斗、柳田国男である。柳田国男は、「竜王と水の神」(『定本 柳田国男集』巻二七所収・昭和16年の論文)の中で、子供の頃の雨乞いの思い出から書き始め、センダタキ(千駄炊き)や雨乞いの言葉にふれ、雨乞いに関係の深い「龍王」について、学識深い考察を展開している。続いて、「水の神」については、その語源にまでさかのぼって考察し、「日本ほど水の神の威徳を深く感じなければならぬ国はないのに、我々の学問でも、神道でも、歴史でも、この信仰の変遷が現在は不明に属して居るのである。」(旧漢字は常用漢字に改めた)と述べ、研究の深化を求めている。

この柳田国男の水の神や雨乞いにたいする研究深化の提案は、民俗学の分野でしっかりと取り入れられ、研究が進んでいった。雨乞いについて、数多くの論文を書き、著書を世に問うたのが高谷重夫である⁽¹⁾。高谷重夫は、「祭と雨乞い」(『まつりと芸能の研究』所収 昭和57年まつり同好会20周年記念刊行会発行)のなかで「それ(雨乞い習俗の研究—筆者加筆)をまとめる過程で、最も関心をひいたことのひとつは、日本の雨乞いがまことに多種多様な形態を持つことであった。その類型の数は、分類の方法にもよることでもあるが、大きく分けて約五十種にのぼる。さらに細かく分類するとすれば、その数はこの数倍にものぼることであろう。」と述べている。雨乞いの研究の結果、多種多様の雨乞いの形態があることが明らかとなったのである。また、この中で、雨乞いと祭りの関係を調べ「祭りが村の生活における大いなる楽しみであったごとく、雨乞もまた若者たちにとっては夏季の楽しみのひとつであった。」と述べ、祭りと関係させて雨乞い研究を発展させている。高谷重夫は、『高谷重夫著 雨の神 民俗民芸双書 岩崎美術社 編』(1985年発行)で「第一章 水神と雨の神 第二章 夜

又ヶ池 第三章 赤松池 第四章 南祖坊と八郎太郎 (一) 第五章 南祖坊と八郎太郎 (二)」の章だてで、一般庶民にも分かりやすい言葉で内容を書き、雨乞いについてのそれまでの研究成果を取り入れながら、自らの研究の成果を明らかにしている。とくに「第一章 水神と雨の神」では、水の神・水神・龍王・龍と蛇など雨乞いに関する広い研究の成果を提示している。さらに大著『雨乞い習俗の研究』(高谷重夫著 昭和57年 法政大学出版局)を世に出している。この著書で高谷重夫はそれまでの雨乞い研究の集大成を行っている。「第一章 雨乞儀礼の史的展望」では、古代・中世・近世の雨乞い儀礼の歴史的展開を明らかにしている。続く第二章より第八章までに、雨乞いに関する主たる習俗を網羅的に取上げ論述した。そのひとつひとつが確かなフィールドワークと史料や資料を追う洞察力の鋭さに支えられて、見事な研究成果として実っている。このように高谷重夫の雨乞いに関する研究が、そのフィールドワークの広さや確かさ、水神や雨の神の信仰などに対する深い考察などから、現在の研究の最高水準を示しているのである。しかし、歴史学のほうからの研究はほとんどなされていない。それは、日本の歴史学者の主たる人たちを総動員して完成したといわれる『國史大辞典』(吉川弘文館)の「雨乞い」の項目の「参考文献」には、「『定本 柳田国男集』巻二七」が紹介され、歴史学の参考文献は示されていないことからも知ることができる。これをみても、雨乞い研究は、主として民俗学研究者が担ってきたことが分かるのである。

一方、知多地方の雨乞い研究であるが、近年、知多郡五市五町が市町史・誌を発行しているが、その本文編や資料編の中に、民俗の項目が設定されている。民俗の中の年中行事等の項目で、雨乞いについて記述されている。つまり、知多地方の雨乞い研究については民俗部会が担当したのである。雨乞いについて、民俗部会が担当したことにより、盲点が生じたのである。民俗部会を担当した研究者は、主として聞き取り調査や現在残されている資料の調査等から、雨乞いの研究を行った。その結果、古老からの聞き取り調査等によって、明治以降の成果は確実なものであるが、それがどこまでさかのぼれるかについては不明のままとなったのである。また、近世の歴史部会は、雨乞いの史料が数多くあるのに、雨乞いは民俗部会としたため、研究しようとはしなかった。つまり、近世の雨乞いについては、民俗部会も近世の歴史部会も

十分に明らかにしていないという盲点が生じたのである。平成20年3月31日に発行された『愛知県史 別巻 尾張 民俗2』「第7章 年中行事 第6節 農事と行事 704ページ」で「雨乞い」の項目を設けている。ページ数が限られているので難しいかとも思うが、ここでも知多地方に限れば先の盲点を抱えたままである。それは、近世の雨乞いについては触れていないことに現れている。では、近世以前のことはどうかというと、これは史料がほとんど残っていないので明らかにできないのである。したがって知多地方の雨乞いの歴史研究も史料に頼る限り、さかのぼれるのは近世が精いっぱいなのである。しかし、近世の史料をみていると近世と近代では、雨乞いの行事等に違いがあること、雨乞いの年代も少なくともここまではさかのぼれること等が分かってきた。これから知多地方の雨乞いについて、これまで明らかでなかった事柄を近世の史料をもちいて明らかにしていく。その過程で知多地方の雨乞いの特徴もまた明らかとなり、雨乞い研究深化の一助となるに違いない。

1 知多地方の雨乞い

近年、知多郡五市五町が発行した市町史・誌には、本文編や資料編の中に雨乞いに関係する項目がある⁽²⁾。雨乞いは民俗の項目の中にあるので、古老からの聞き取り調査や伝承などから記述されることが多い。その点で古老が活動していた明治から大正期については詳しいが、近世については追究が困難となる。これから、知多郡五市五町が発行した市町史・誌により、雨乞いをみていくが、近世については、市町史・誌が取り上げなかったことも近世史料により追加・追究し、明らかにしていきたい。これは、知多地方の近世の雨乞いを知る上での基礎的な作業と考えるからである。

(1) 南知多町

『南知多町誌 本文編』には、「第一章 民俗 第三節 年中行事」の項目があるが、雨乞いは取り上げられていない。しかし、「第四章 近世 第二節 村入用」に「表4 31 利屋村の村入用(安政4年)の表の中に「銀300匁 雨乞・諸々普請・人足代入用」を見出すことができる。同じく、『南知多町誌 史料編四』の「第四章 村関係 第二節 村財政 1 須佐村下用書上帳(安政7年)」の中に「一金四両貳分 雨乞御祈禱料并ニ燈明錢諸入用」を見出すことができる。利屋村の銀300

刃は他の入用と一緒に計上されているので、雨乞いにくら使用されたかは明らかでない。一方、須佐村の場合は雨乞いの祈禱料であり、それにかかる燈明銭である。雨乞いとして計上されている金四兩貳分は小さな金額とはいえない。雨乞いには相当な費用をかけていることが分かる。さらに、雨乞いが村入用（村の経費）として計上されたということは村民の総意を得ているということであり、村の行事となっていたことをうかがわせる⁽³⁾。

(2) 美浜町

上野間地区では「野間神社の向いの山上で大焚火をし、祝詞をあげ村中総出で祈った。若衆はイサミをあげ、雨が降るまで続けた」という⁽⁴⁾。ここでは、雨乞いに若衆が勇（イサミ）をあげるといふところに注目したい。勇というのは、笛に合わせて太太鼓等の打ち込みを行うお囃子のことであり、知多地方では村祭に広く行われていた。大焚火の前で大勢の村人注目のもとに勇が奉納されるのであるから、雨乞いが村の大切な行事となっていたことが分かる。古布・布土・北方・河和では、雨乞いのため天焼きが行われた⁽⁵⁾。なお、天焼きについては、美浜町の近世の史料からは管見の範囲では見つけることができなかった⁽⁶⁾。あるいは、天焼きは明治以降にこの地方に広がったのではなかろうか。

美浜町には「雨乞いの話」として、「龍神の怒り 河和」「水と弘法 矢梨」「西行法師雨ごいの歌 野間」「内扇の石仏 内扇」の四話が伝わっている⁽⁷⁾。とくに河和の「龍神の怒り」は龍神を怒らせて雨を降らせるという日本各地に残る龍神にからむ雨乞いの一方法である。このように美浜町の各地区に雨乞い伝説が残されているということは、古くから雨を求める人々の切なる願いがあったからであろう。

(3) 武豊町

武豊町の雨乞いについては、大正期以降の東大高・富貴・市原の各地区の例が記述されている⁽⁸⁾。その中で、東大高の雨乞いについては次の史料を掲載している。

「当神社ニハ古来天ノ御柱国ノ御柱ト言ヒ伝フル神面二個アリテ宝物トス伝来ノ由緒不詳ナレドモ大旱リ時海上ニ神幸ヲ仰キ雨ヲ請ヘバ雨必降ルト言ヒ伝フ明治二十六年及二十七年ノ夏之ガ祈願ヲナシ雨降ル」
（「知里付神社由緒記」）

古老の話では「天ノ御柱と国ノ御柱」の二面は「あかすの箱」に入れてあり、知里付神社の禰宜が船で海上に持ち出し、伊勢（伊勢神宮）に向かって降雨を祈願したという。この面は現在も知里付神社の宮司を務めてきた森下氏の家に保管されている⁽⁹⁾。ここでは、海上で雨乞い祈願が行われたことに注目したい。海に面した村に特有の雨乞いの方法である。

市原村には、雨乞いに関する次の史料が残されている。

明治五壬申歳 五月廿七日はいししょう

未ノ冬より早魁ニテ、多分之雨ハ無之、五月中ハ麦田モ田ニ成程降申候得共、新開迄行届不申候ニ付、植付者難出来ニ付、五月廿二日、佐久嶋弁財天並氏神江雨乞相掛、五月廿四日御利生被下、新開植付申候、猶又、早魁ニ付六月九日同社江雨乞相掛申候、十七日夜少々御利生御座候、弥増々早魁仕候ニ付、又同廿四日ヨリ同社江雨乞相懸ケ申候、七月朔日、江州田戸権現様、富貴村・市原村両村ニ而、黒幣勸請、御冥加金、三千疋、此金七兩貳分、外ニ迎送人足雜費相懸リ申候、七月三日八ツ時、御着神相成、四日四ツ時より御利生沢山御座候、大歎ひ仕候

『武豊町誌 資料編三』（武豊町発行）「第一編 近世 第六 村方記録 村方記録帳 市原村」

この史料は、明治5年のものであるが、その雨乞いの内容は少なくとも近世末には行われていたと推定できる。例えば、多度神社に納める雨乞いの金額の七兩貳分は、後に見る幕末の寺本村の金額と一致している。この村が雨乞い祈願した、佐久嶋の弁財天だが、弁財天は龍神とならんで雨乞いに効果があるとされていた。また、多度神社へは、富貴村と市原村の二か村で黒幣を勸請している。一か村が雨乞いをしても効果が現れない場合は、遠く多度神社へ雨乞い勸請をするのは、知多地方でよく行われるが、その場合、一か村単独で行う場合と、このように二か村、あるいはそれ以上の村が集団で祈願を行うことも多いのである。

(4) 常滑市

常滑市小鈴谷地区は次のような民話が伝わっている。「[雨乞いの面] 小鈴谷地区大谷に高砂山という丘があり、むかしここで翁の面をかむり、雨乞いの行事をしたという。その面というのは、伊勢の海に住む竜神のものだっ

た。ある春の一日、この竜神が海からあがり、高砂山に登って来て、持っていた翁の面をかたわらの松の枝にかけ、その下でつい、うとうとと居眠りを始めた。そこへ通りかかった村人が、この様子を見て、面を家へ持ち帰ってしまった。竜神はしかたなく海へもどっていったが、それ以来、この面を出して雨乞いを始めると、竜神がそれをとりもどそうとして、大雨を降らすのだといわれている。(10) この民話にも「翁」の面と「竜神」が現れる。小鈴谷地区も海に面しているので、このような民話が伝承されたのであろう(11)。

(5) 半田市

板山地区では、「[雨乞い] 晴天が続くと部落の岡の上で火を焚いた。板山地区では、多度神社の黒幣を受けてきて箱に入れ、藁を持ち寄って石根山で「天焼き」をした。この煙が一度に雲になって雨が降るといわれた。雨が降ると、若い衆が神社で角力をしたり手筒を上げたりした。多度神社にお礼参りに行った。」とある(12)。これは聞き取り調査等をもとに記述したものと考えられるので、近代に入ってから雨乞いの様子であろう。しかし、多度神社から黒幣を受ける雨乞いは近世に盛んに行われたので、この地区でも行われたのであろう。

板山地区や岩滑地区では、「[雨乞い] 昔から知多半島では溜池の水で田の灌漑をしており、晴天が続くと水不足になるため、雨乞いの行事が行われた。板山地区の『日役青年団沿革史』には、

大正六年八月二日より向う五日間、連日晴天にて欠水したため雨乞勇を執行、晴天は二十六日間であった。

と記録されている。(中略) 岩滑地区でも、多度神社で黒幣などを受けてきて、村では老若男女が神社でおこりの祈禱をした。それでも雨が降らない時は、城山・東午が池あたりで天焼きをした。岩滑・岩滑新田・上半田が合同で行ったこともあった。雨が降ると、勇をして神楽をあげ、雨祝いをした。」とある(13)。この地区も雨乞いの願いがかなうと、勇を行い、神楽をあげて祝ったのである。なお、天焼きについては、近世の史料からは今のところ発見できない。

近世の雨乞いについては、次の史料がある。



(大獅子舞小獅子の舞は雨乞いに関係が深かったという。写真は小獅子の舞である。) (平成22年 筆者撮影)

写真1 成岩神社(半田市)の大獅子小獅子の舞

獅子入組に付舞順作法取決書案文(冊子)

獅子入組之儀ニ付組々江尋問之事

一向山獅子之儀は中組獅子より古獅子ニ而、全体祭礼獅子与申説も有之候得共、緞令祭礼獅子ニ而も先年本郷ニ獅子無之以前より向山ニ獅子有之故、御遷宮并雨請諫其外御神事等之節々本郷より御招請(中略)神明宮雨請御礼諫之節、組之申分出来いたし、以来平地与不和ニ相成、双方雨乞之節往来相止与申候、猶又其後拾四年以前、本郷御神社雨請御礼諫之節、中組向山与入組出来いたし夫より以来雨乞之節八日限中之夜諫斗ニ相成、獅子舞御礼之節八獅子立会差止メニ相成相止メ、神子之舞或は馬之塔其外思ひ付之俄事、又ハ御礼参り等ニ而相済来候付、(以下略)

子七月廿一日

(前略)

一御両社雨乞御礼之節、道行列之儀は先行司役中組案内先達として、夫より平地・向山・北南両組・飯森・新井并両組共隔番之通可被致行列事(以下略)

(中略)

一雨乞立願ニ付、遠方尊神御勸請御出迎ひ之節、道行列順之儀、先中組御案内先達として、夫より平地・向山・南北新井・飯森与可被致行列候、且又獅子舞順之儀は先平地より舞始、夫より向山・新井・飯森・南北、尤中組之儀は留与相心得(以下略)(「や・」は筆者が加筆した)

『半田市誌 資料編1』(愛知県半田市発行)

『近世編 乙川村方文書 272ページ~276ページ』

この獅子舞の順番に関する史料は文化元年（1804）のもので、他に3点が載せられており、全部合計すると10ページにわたる長文のものである。獅子舞順をめぐる入組み（もめ事）があり、本郷（乙川村）・平地・向山・南北新井・飯森の各地区が争ったのである。そのなかで、雨乞いに言及している個所を一部分抜き出してここに載せた。ここでは、雨乞いやお礼に獅子舞や神子舞が舞われること、遠くの神社の雨乞い勧請の出迎えは行列を組んで出迎えること、又雨乞いの間には、夜諫（これは夜に行われる勇のことであろう）があったことを指摘したい。雨乞いの行事には獅子舞や神子舞が舞われ、行列を組み諫（勇）でお囃しをして行進するなど、盛大に行われたのである。馬の塔についても言及があるので、あるいは馬の塔も曳き出された可能性がある。

(6) 阿久比町

阿久比町では、「雨ごい 田植えから出穂の期間中、10年に1度ぐらい深刻な水不足があり、そのたびごとに雨ごいが行われていた。三重県の多度神社から黒幣を授かってきて、神社で祈祷した。また、天焼きといって小高いところでたき火をしたこともあった。昔はけむりが雲になると信じられていた。」とある⁽¹⁴⁾。これには、村や地区の名、あるいは時代等がでてこないのので、阿久比町の雨乞いの一般的な傾向を述べたものであろう。

(7) 東浦町

東浦町では、「夜叉ヶ池 雨乞いの最終祈願として、濃越（岐阜・福井県）両国境の嶺上にある夜叉ヶ池龍神を祀る夜叉宮別当所長昌寺（夜叉姫さん一岐阜県揖斐郡坂内村）まで行った。ここでお礼を受けてきて、ムラの田んぼを回り、氏神に社塔を作って祀った。長昌寺には、明治四五年（1912）から昭和二七年（1952）までの四〇年間の祈願記録（計二〇五回）が、残されており、東浦町内の森岡・緒川・生路から、大正二年（1913）より昭和十九年（1944）までに二一回の参詣祈願のあったことが記されている。」⁽¹⁵⁾とある。これは、明治以降の記録である。しかし、夜叉ヶ池の龍神信仰は、古くより越前・美濃・近江の三か国に広く普及していた。とくに美濃国に知られていたという⁽¹⁶⁾。明治末年に入れば、通信も交通も発達するので、この東浦町にも夜叉ヶ池の雨乞い信仰が伝わったのであろう。雨乞い祈願にはずいぶん遠くまで出かけたのである。雨乞いがかとうと次のよ

うなことが行われた。「雨遊び 夜叉姫さん・オタニサン等々、いずれの雨乞いの折でも効果が顕れれば、雨遊びとって、いっせいに農休みをとり、若い衆はそのお礼ということで、駆馬や獅子舞を出したり、イサミ（お囃子）を行ったりした。」⁽¹⁷⁾とある。駆馬や獅子舞は、現在も藤江神社の祭りで行われている。とくに獅子舞は「だんつく（獅子舞）」と呼ばれ、町指定の無形文化財となっている。なお、生路村の雨乞いについては後述する。

(8) 知多市

知多市では、「[雨乞い]「知多の豊作米くわず」といわれ、丘陵の多い知多半島が豊作の年は、他の地区は雨がなくて凶作の年であった。愛知用水が完成するまでは、毎年のように水飢きんによる雨乞い祭がおこなわれていた。三重県の多度神社から黒幣を請けて来て村をあげて雨乞いをして効果がなければ、銀幣、金幣を請け、さらに追願をする。それでも雨が降らない場合は各家から、まき・藁等を持ち寄り高い丘の上で天焼きが行われた。明治十六年頃にも天焼きが行われた。」とある⁽¹⁸⁾。これに続いて[雨祝い]について、村中の農休み・多度神社への代参によるお礼などが述べられている⁽¹⁹⁾。これらは、明治の頃の雨乞いの様子が中心となっていることが分かる。

近世の雨乞いについては、嘉永元年（1848）の旱魃のおり、大里村以下十二か村の庄屋が雨乞い祈願の助成金を横須賀代官所に願い出たことが知られている。また、雨乞いを詠んだ「抜句集」もあることが発見されている⁽²⁰⁾。「抜句集」の末尾に「嘉永二己酉秋八月上旬 松香齋万年」とあるので近世の句集であることが分かる。その句は次のものである。

- ・雨乞いや向ふの里もたく篝り
- ・雨乞いや神楽すまして帰る禰宜

この句にある「向ふの里もたく篝り」という個所の「篝り」は、天焼きの「篝り」である可能性があるのである。「向ふの里も」とあるので、「こちらの里」も篝りを炊いているのであろう。「篝り」を一般的な夜の篝りとするか、天焼きの篝りとするか判断は早急にはできないが、いずれにせよ雨乞いに「篝り」のような「火」に関する記載がある数少ない近世史料である。また、夜の雨乞い祈禱に神楽が舞われたことにも注意したい。なお、知多市の松原村と寺本四か村については後述する。

(9) 東海市

東海市では、「雨乞い 灌漑を溜池に頼らなければならぬこの地域では、旱魃に悩まされることが多かった。雨乞いのため、伊勢の多度神社に参詣して、ご祈祷、お札を受けた。これを氏神に納めて、村人一同が祈願した。お札は「黒幣さん」といったが、効果がないと、銀幣さん、金幣さんをさらに受けた。お札といっしょに赤蛙の日干しがもらえた。どうしても雨が降らないときは、「天焼き」を行った。各戸から薪・藁・麦藁・菜種殻を集め、地区の高い山に、やぐらを組んで火をつけた。天を焦がせとばかりに燃やした。加木屋の御雉子山、平嶋のおコジン、下大脇の山、太田は大池近くの山、寺中の茶臼山、養父の円場戸の山、儀老の堤、名和の焼山・蛇骨山などが、その場所であった。」とある⁽²¹⁾。その後、市内の各地区の天焼きの様子や雨乞いの方法を述べている。目を引く事柄として、「平嶋では、遠州桜ヶ池にある池宮神社と浄土宗の応声教院に参詣した。法念の師である阿闍梨の入定池であり、彼が蛇になったという伝説のある桜ヶ池の浄水をいただいて持ち帰り、西方寺本尊に供え、一週間、地区民一同でお祈りした。」⁽²²⁾という箇所がある。地区民一同とあるので明治以降のことと考えられる。遠州（静岡県）桜ヶ池の池宮神社も古くから雨乞いの神社として名高い⁽²³⁾。

(10) 大府市

大府市では、「雨乞いと天焼き 日照りが続き田が干上がってくると、むらの人たちは、多度神社（三重県）へ雨乞い祈願をして、御幣を受けてくる。それを氏神に奉納し、一週間お参りを続ける。祈願しても雨が降らない場合には「天焼き」をした。横根の狐山、近崎の高根山や半月の天焼山などのむらの高台に、各家から集めてきたわらや薪を積み上げて点火した。」とある⁽²⁴⁾。また、続いて「雨降り正月 雨乞い祈願に対して、適時に雨が降ったときには、雨降り正月（わらじはかずの正月）とって農作業を休んで感謝の意を表した。恵みの雨が降ると、むらのふれ役が鐘を鳴らして「雨降り正月でござんす」といって大声で連絡して回る。むらの人たちは氏神に参り、神楽を奉納し、この日一日農作業をしてはいけないきまりである。」⁽²⁵⁾とある。ここでは、知多半島で一般的に行われていた雨乞い行事が述べられ、そのお札としての「雨降り正月」が述べられている。

近世の雨乞いについては、次の史料がある。

(十) 大日照りで雨乞い祈願

一文政四巳六月、知多郡八別して大日照りにて、近村拾ヶ村申合、戸田明神雨乞願、法恩金七両貳分、黒きへいそく下る村々祭礼、長草村ニ納⁽²⁶⁾

この記録は、木ノ山村（大府市）庄屋、山口久三郎が文化年間から天保年間までの主として村に関する事柄を記録したものである⁽²⁷⁾。この雨乞い祈願で注目されるのは、戸田明神（多度神社）へ木ノ山村の近村十二か村が雨乞い祈願を行い、多度神社より黒幣を受けて来ていることである。そして黒幣が下った村々が祭礼を行っていることである。

以上、知多郡の五市五町の雨乞いをみてきた。これらをまとめると、以下のようになる。

知多地方は旱魃に苦しめられた土地であり、そのため雨が降らないと雨乞いが行われた。

ほとんどの雨乞い祈願に「天焼き」が行われたことを記述しているが、明治以降の事例とすれば全くその通りである。しかし、近世については今のところ「天焼き」の史料が発見できないので、行われていたかどうかは今後の課題として残る。

雨乞い祈願は、まず地区（村）の寺社で執行され、それでかなわなかったとき、遠く村外の雨乞いに効果があるとされる、多度神社等に祈願する。その場合、近隣の村々が集団でお札を請けている。こうした、祈願の方法は、近世史料からも見出せるので、近世にさかのぼって行われていたのである。

雨乞いには、その期間中やその後のお礼のため、獅子舞や勇が行われた。雨乞いが成功すると、そのお祝いのため農休みなどが行われた。こうしたことも近世史料にあるので、近世に遡るさかのぼって行われていたのである。

雨乞いに龍神を祈る信仰がみられる。また、龍神の伝説も残されているので、知多地方に龍神信仰が普及していたのである。龍神についても、近世の史料から見出せるので、この信仰があったことが分かる。

これから近世の雨乞い史料がこれまでの村よりも多く残っている、松原村（知多市）・寺本四か村（知多市）・生路村（東浦町）の雨乞いの様子について明らかにしていく。

2 松原村 (知多市) の雨乞い

これから松原村 (知多市新舞子) の史料を用いるが、これは、松原村の小島家に伝わる古文書である。同家は近世から近代にいたる古文書を多数保存している。また、享保年代 (1716~1735) 以降、小島家は、代々茂兵衛が松原村の庄屋を勤めている。

松原村で、今のところ雨乞いのもっとも古い史料は次のものである。

雨請銭割符覚

高七百石 三百五十六文 岡田村
同八百石 三百九十四文 森村
同三百石 百四拾七文 鍛冶屋村
同五百石 式百四拾七文 松原村
同四百石 百九拾五文 羽根村
新金巻分

外

百文 弥宜
百文 御酒代

〆 壹貫三百四拾文

百石二付四拾七文七分八リ

辰ノ五月

(「享保九年 御触留」小島家文書)⁽²⁸⁾

享保9年(1724)には、岡田村・森村・鍛冶屋村・松原村・羽根村の五か村が雨乞いをかけたことが分かる。この五か村は地域的にまとまっており、のちの横須賀陣屋支配では、森組に編成されている⁽²⁹⁾。

享保9年は、旱魃の年となり、松原村では次の様に郡奉行の平手伝助に注進している。

覚

一田方式拾七町壹反八畝拾式歩 知多郡松原村
内

拾三步程 水少御座候

七町歩程 白われ

五町歩余 黒われ

壹町壹反歩程 植付不申候分

一畑方拾七町九反九畝九歩

内

拾七町歩余 わた・ひえ・きひ・さゝけ・あわ・不
残大痛罷成申候

屋敷九反九畝五歩

〆

右書上申通相違無御座候、雨池水今廿日迄二かけ仕
廻申候、為御注進如此御座候、以上

庄屋

辰五月

平手伝助様

右之書上五月廿五日、与次右衛門頼遣し申候

(「享保九年 御触留」小島家文書)

この年の旱魃により、松原村の田27町歩余の内、13町歩程が水が少なく、7町歩程が白われ、5町歩程が黒われ、1町1反余が植え付けができない、畑作物もすべて甚大な被害を受けた、という有様であった。旱魃にたいする溜池の水もすべて使い切っている。松原村の年貢免定によれば、享保9年前後の5か年の年貢率は、0.23~0.29であるのに対して享保9年は0.11となっている。これは旱魃により大きな被害が出て年貢率を下げざるを得なかったと推定できる。旱魃は松原村だけで起るのではなく、当然この地方全体に及ぶのであるから、五か村がそろって雨乞い祈願を行ったのである。

この旱魃に対して、松原村から九か村の庄屋に宛てて次の書状が廻されている。

一筆致啓上候、前夏八別而日干ニ付、切々雨請御願仕候所ニ、終ニ雨請願不相叶、当立毛八不及申、身柄難成迷惑仕候、就夫かりやすか村盛願寺江雨請仕候へハ、早速雨被下候哉及承候、遠方之儀ニ御座候へハ、各申合飛脚遣し度奉存候ニ付如斯申進候、灯明銭大分之義ニ而無御座候間、此上之義ニ候間立願仕可然様奉存候、弥々御同心ニ被思召候ハ、明日迄ニ連状ニ村々書付飛脚を以御願可申上候、御思召も御座候ハ、村々下ニ御書付被成御廻し可被下候、以上

松原村より

六月五日

大草村・北粕谷村・南粕谷村・矢田村・大光寺村・

岡田村・森村・かちや村・羽根村・松原村迄

右村庄屋衆中

追而申上候、一村より御願仕候而ハ、外ニ御願候へ共及承候ニ付、各御村江も御知らせ之ため申進候、以上

尚々遠方之義ニ御座候付、各様ニも申遣候、殊ニ右之方江御立願仕候ハ、近辺大分ニ雨ふり満足之仕候由承申候、灯明錢も金子貳分遣し可申候と奉存候、其の内不可然候ハ、思召次第御書付被下候、村方多ク御座候故、如斯書面ニ而申上候、以上

(「享保九年 御触留」小島家文書)

この書状は、「前年の夏が早魃であったので、雨乞いを祈願したがかなわなかった。今年の立毛も悪く、生活も困難である。そこで、かりやすか村(中嶋郡苅安賀村)の盛願寺(正しくは誓願寺)へ雨乞い祈願をすると早速雨が降ったというのをきいたので、遠方であるので飛脚で雨乞いを頼みたいかかがであろうか、灯明錢はそれほどでもないのだからかけようと思うが、皆さまの思召しをお知らせください。」というもので、九か村の庄屋宛てに回状として出したものである。なお誓願寺への灯明錢は金二分ということも追記している。この願いは受け入れられたとみえ、次の記録がある。

松原村

一雨乞札代金二分

外、四十八文 御三き代 是ハ羽根村へ(享保10年)

六月十一日雨請入用

壹貫百五拾文壹分

外ニ

百文 弥宜殿

百文 酒而

内

貳百四十八文 松原村

貳百文 羽根村

百四十八文 かちや村

四百文 森村

三百四十八文 岡田村

右之通割符仕廻ス (享保11年)

六月

一貳百七拾九文 雨請 岡田村

六月廿九日

一貳百五拾文 神酒代之由

一六拾文 らうそく代之由

一貳百文

出家衣類御馳走申礼錢之由

一三百文

苅屋須ヶへ御札并箱返分飛脚賃之由
雨ハふり不申候 右岡田村より

一百四拾九文

松原村より遣ス (享保11年)

(「享保九年 御触留」小島家文書)

享保10年の「雨乞札金二分」は、苅安賀村の誓願寺への灯明錢金二分と一致している。享保11年の「壹貫百五拾文壹分」も誓願寺への灯明錢と考えられる。同年には「六月十一日雨請入用」として先の五か村が雨乞い錢の割り付けを行っている。その雨乞いも効果がなかったのか、六月廿九日にも雨乞いを行い、苅安賀村については「一三百文 苅屋須ヶへ御札并箱返分飛脚賃之由」とあり、誓願寺への雨乞いの御札と箱を返すのに飛脚賃三百文を計上している。この年も苅安賀村の誓願寺へ雨乞い祈願を行ったことが分かる。このように雨乞いが効果があると信じると遠くの寺院へも雨乞いの祈願を頼んでいるのである。

尾張国では、お祭りなどに馬の塔を出す村がたくさんあった⁽³⁰⁾。馬の塔とは、馬の背に御幣や標具(だし)を立て、さらに馬の周りを馬具で飾ったものである。幕末になるにつれ、馬の飾りがだんだんと豪華になっていった⁽³¹⁾。馬の塔について尾張藩では次の触れを出している。

覚

一馬之塔之儀ニ付、最前相触候趣弥可相守候、馬出し候節、口付共ニ人数拾人ニ不可過候、馬具并警固之衣類脇差等借り用候儀一切仕間敷候、縦自分持合候共、平生体衣類之外、模様染類・帷子・異相成手袋・股引相止、ほら貝等之類をも止之、惣而目立候物堅用ひ申間敷事

一馬の塔たし白紙を以幣ニ可限候、物数寄成たし一切仕間敷事

一野風呂弁当為持候儀可為無用事

右之趣雨乞馬ニ至迄、末々共可相守候、馬之塔出し候所々え役人差出置、令違背者有之候得ハ相改、馬具并警固之衣類等役所え取揚、吟味之上当人ハ勿論庄屋組頭迄急度可申付候間、存其旨小百姓共えも細申聞堅可相守者也

寅五月

(『新編 一宮市史 資料編七』享保七年 No 二二三の触れ)

覚

一毎年当月十八日馬之塔出候義、雨乞馬共ニ去寅ノ五月、追々相触候通弥急度相守、作物衣類ニ至迄輕致、麗成義ハ勿論、諸事費かましき物数寄等不仕、惣而口論等無之様ニかたく可相慎候、所々役人差遣置、違背之者於有之ハ相改させ、随輕重ニ越度可申付候

五月十二日

馬之塔之儀ニ付、別紙壱通相触候間、村々百姓中不洩様ニ可申渡候、此状見候ハ、村下ニ庄屋印判いたし、先々江相廻し伝助所江戻し可申候

五月十三日 郡奉行三人

右十四日かちやより受取、大草村送候、以上

(「享保九年 御触留」小島家文書)(享保11年の触れ)

馬の塔は、神社の祭りだけでなく、雨乞いにも出されたことが分かる⁽³²⁾。尾張藩では、雨乞いの馬の塔そのものを禁じたわけではなく、馬の飾りや警護の人々の衣装が豪華になることを禁じたのである。なぜなら、こうした費用は村入用から支出されるので豪華になれば、村の窮乏につながると藩では考えたのであろう⁽³³⁾。

馬の塔を出すには、役所の許可が必要であった。

「一馬塔出候ハ、二日前より御断、御役所申上ル筈、たしハ白紙へい之外不相成、勿論螺貝吹申儀不罷成筈

一馬塔出し候節、遠方ハ御役所え御断申上候儀、費ニ罷成候間、不及断筈ニ御触状廻り申候

享保十三年九月

(「新編 一宮市史 資料編七」享保十三年 No 二九七の触れ)

馬の塔を出すには、二日前より役所へ届け出ることが必要だったことが分かる。尾張藩では、馬の塔を村方が自由に出すことを規制する目的で届け出制としたのであろう。「たし(標具)ハ白紙へい之外不相成」とあるが、幕末になるにつれ豪華になっていったことは先に述べた。

時代は下るが、森組五か村では、天保11年(1840)に次のように雨乞いがかなったお礼に馬の塔を出すことを横須賀陣屋に願い出ている。

乍恐奉願上候御事

当村々之儀、先月上旬之頃照統、既ニ田方植付之程無覚束様ニも奉存候処、植付之頃より雨池相用候而ハ是先之用水手薄、彼是心配仕候付、鍛冶屋村大法寺境内観音へ雨乞祈願仕候処、御利生多分御座候、付而ハ当月廿八日為御礼壱ケ村より馬壱疋ツ、引連參詣仕度奉願上候、尤質素第一ニ可仕候間、右願之通御聞濟被下置候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

子六月

森村庄屋

吉峰長右衛門

岡田村一

小左衛門

羽根村一

茂右衛門

鍛冶屋村一

太右衛門

松原村一

茂兵衛

横須賀

御陣屋

(「諸用留板」小島家文書)(天保11年の願書)

これにより、五か村が雨乞い祈願を行い、その効果があったので御礼に馬の塔を各村疋疋出すことを願い出たことが分かる。また、雨乞いは、神社だけでなく、「鍛冶屋村大法寺境内観音へ雨乞祈願仕候処」とあり、寺院でも行われることが分かる。

明和7年(1770)も早魃の年であり、つぎのように書き留めている。

明和七年寅日干覚

御代官水野清左衛門

一六月四日ニ雨ふり……(略)……八月ニ入折ふし少々ツ、雨ふり申候、然とも田方ハ七月廿六・七日之雨ニ而晩稻ハ少々ほ出申候得共、八月之雨無少故、二度やけに相成実入不申候、田方之儀ハ、新そハ五・六分くらひニ相成、壱丁そ祢之儀ハ皆無、落ハ少々有之候、はんハ皆無、西田之内式分くらひ、大口ハ皆無、りうも皆無……(以下略)

(「村方諸事覚書留」小島家文書)(明和7年の覚書)

この年は、7月・8月の雨が少なく早魃となったのである。その害は、字ごとにまとめてあり、一番良好な「新そ」（字名）でさえ五・六分くらい、「壺丁そ祢・はん・大口・りう」（字名）は皆無だという。松原村の年貢免定によれば、この年前後5か年の年貢率が0.25~0.28なのに、明和7年は0.0646と大幅に年貢率を下げている。この年の早魃のひどさが表れているのである。

こういう早魃の年であるので、雨乞いが当然かけられた。それについて次のように書き留めている。

一雨請之儀五度かけ申候、又村方ニ而あみた様江三日三夜祈願申候、少しふり、夫より拾ヶ村組合、御役所江雨請御願申候得共、御祈願之儀無御座候
（「村方諸事覚書留」小島家文書）（明和7年の覚書）

早魃に対して村方では、雨乞いを五度もかけている。また、あみた様（阿弥陀様）へ三日三夜の祈願も行っている。雨は少し降ったがまだ足りないとも見て、十か村の組合で祈願しようと役所へ届けたが、許可がなかった。十か村が一斉に雨乞いをするとすると費用も大きくなるので許可が出なかったのではあるか。

雨乞いは、このようにしばしば行われており、そのため次のような規約を定めている。

未三月相定申候覚

- 一雨乞寄之節八朝五ッ時より出席可致事
 - 一御祈禱料之儀者右之通其時々相談可致事
 - 一相談之上御糶をあげ、御神酒其後頂戴、尤御さかなハ有合物ニ而二三種取さかな出し、其上一汁二菜二昼支度相済可申候事、勿論有合之肴有之候共一切出し間敷事
 - 一造作料之儀者銀式拾匁ニ相定、是迄之通被高ニ割可致事
 - 一御礼之節御神酒二盃ニ可きり頂戴可致事、尤御さかな時之有合物ニ而二三種、吸物之儀堅ク出し間敷事
 - 一中いさみ之儀者、五ヶ村共ニ若者迄ニ御神酒出し不申候事
- 右者五ヶ村参会之上相定之通堅ク相背間敷候相談出来、如此御座候、以上
寛政拾一年未三月

松原村

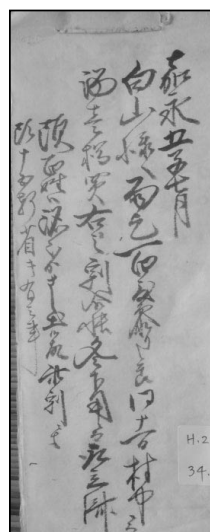
（「未三月相定申候覚」小島家文書）

この規約は五か村が相談をして定めている。第一条では、雨乞いの集合時刻を定めている。第二条では、祈禱料はその時々相談で決めることを定めている。第三条では、相談の上で御糶をあげ、その後に御神酒を頂戴する。さかなは有合わせて二三種出し、一汁二菜の昼支度ですませること。勿論有合合わせの肴があっても出さない事を定めている。第四条では、造作料は銀20匁とし、高割で徴収することを定めている。第五条では、お礼の節は御神酒二盃を頂き、さかなは有合わせて二三種、吸物は出さないことを定めている。第六条では、中いさみをするとき、五か村ともに若者に御神酒を出さないことを定めている。中いさみ（勇）というのは、雨乞いはたいてい七日間などと一定の期間行うことが多い。中はその真ん中の一日をさし、勇とは笛と太鼓でお囃をすることをいう。勇は村のお祭りの中の大切な行事で、若者は酒を飲みながら楽しむのである。「資料1」には、明和5年に「羽根・大草村寄雨乞、いさみ酒付 五百文」とあるように、雨乞いの勇には酒が付き物だったのである。雨乞いの費用の中には、酒代がかなり入っていたと推定できる。

松原村には、雨乞いの際、酒壺樽を買う費用を村中から集めたことが分かる次の史料が残されている。

（表紙）

「嘉永五子七月



嘉永五子五月
白山様へ雨乞百度参り之節、同十一日村
中ニ而酒壺樽買、右之割合帳冬下用ニ而
取立済
（小島家文書）

白山様へ雨乞百度参り之節、同十一日村中ニ而
酒壺樽買、右之割合帳冬下用ニ而取立済
頭百姓ハ銘々よりさし出候故、此割ニ者
頭十五軒省キ有之事

(本文)

子七月十一日百度参り御神酒代
三拾五匁七分
六六かへ
此三貫八百五十六文
右子冬下用之序ニ取立相済申候
一廿八文 藤四郎
一式十九文 小助
(以下略)

(小島家文書)

白山様というのは、松原村の白山神社のことである。ここへ雨乞いの百度参りが行われ、村中の者で酒壺樽を買い、百度参りの参詣者に振る舞われたのである。酒代として銀三十五匁七分が支払われている。この代金は、村の冬下用（冬の村予算）に加算して徴収したのである。松原村では、史料で分かるだけでも、しばしば雨乞いをかけている。以下、「資料1」から、その特徴をみてみよう。

松原村は、森組五か村に入っていることは、先にみた。このデータからも、五か村が協力して雨乞いを行っている。他村が雨乞い祈願を行うとき、松原村から雨乞いの費用を出している。おそらく松原村で行うときには、他の四か村から費用が出されたのであろう。

雨乞いの行事には、「いさみ（勇）」と「馬頭（馬の塔・マントウ）」が行われている。明和2年（1765）に「村寄雨請御礼馬頭入用」「雨請秋葉様江いさみ諸入用」（「資料1」参照）とあるのが、いまのところ馬の塔や勇が雨乞いで行われたことを示す最も古い記録である。勇は、松原地区の夏祭りには現在も行われている。また、馬の塔は日長神社の祭りに現在も出されている。勇も馬の塔もお祭りや雨乞いの行事と深く結びついていたのである。

岡田村には、文久元年（1861）に雨乞いのお礼に馬の塔を出したことが分かる次の史料がある。

乍恐御達申上候御事

当夏早魃ニ付、岡田村観音江雨乞祈願仕候処、追々



(日長神社の祭りに現在も曳き廻す) (知多市歴史民俗博物館所蔵写真)

写真2 馬の塔 (知多市日長神社)

利生之潤雨御座候付、明後朔日村々より馬壺疋ッ、曳廻、御礼ニ為参詣仕度、依之御達申上候、以上
西六月（文久元年）

岡田村

(知多市誌 資料編四 「御陣屋御達留」)

「村々より」とあるのは、森組の他の四か村を指していると考えられる。つまり、森組に属するすべての村が馬の塔を出し岡田村まで曳き廻したのである。

雨乞いの費用も早魃が続くと幾度もかけるので、多額となる。早魃がひどかった明和7年には、金一分と銭八貫余、嘉永6年には、金一両と銭十一貫余を計上している。（「資料1」参照）嘉永6年の早魃はよほどひどかったのか、次の史料が残されている。

一嘉永六癸丑年早損之事

当年ハ春已来麦出来頃、夫より植付之頃雨多之年ニ而麦作も安じ居候処、麦ハ存外取実克、五月ニ至り中之雨も多分ふり上ミ通りも水溜り、上々吉五月十八日頃ハ田植之最中、此日ははんげ雨と見へ、終日ふり続き山田・落通り・西田辺・糸つとく・神田之ふけハ不及申、大のゆり右ハいづれも植付相済ミ申候、神田ふけは水ニよって休ム事も毎年有之候へとも、落里田にて二日も休む、雨ハ近年不覚珍敷

事と村中にて申居候、然ル処、十八日之大雨より十九日ハ小ふりと成其内ニハ日和ニもなり、廿一日朝ニばらばらとふり、是よりとんと早り上り、土用ニも、八せんニも十方暮ニも長満ニも少シも不降、雨乞ハ六月三日より初而かゝり、雨池ハ六月廿日切ニ悉惣池落切、中ニハ其頃日われ之ケ所も出来、依て畑夏作皆無同様、夏中ニ二度斗瓦屋根より雨たり落候與、雨乞之數多く大の谷十七ヶ村ニ而大の金毘羅へも祈禱、是ハ御代官半田小兵衛様より十七ヶ村へ金一分貰、依之大の谷と一緒ニ祈願、(以下略)

(『知多市誌 資料編四』「第1章 支配関係 第1節 支配」の「松原村諸用留覚二」)

「資料1」の嘉永6年の項と照らし合わせても雨乞いを数多くかけたことがわかる。さらに大の谷十七ヶ村は、大野村の金毘羅へそろって雨乞い祈願を行っている。大野谷十七ヶ村とは、森組五ヶ村と大野谷十二ヶ村(北粕谷・南粕谷・矢田・大興寺・久米・前山・石瀬・宮山・小倉・西之口・大野・大草)である。おそらくこの年は、十七ヶ村の各村がそれぞれに松原村同様数多くの雨乞い祈願をかけたのであろう。

松原村の雨乞いは、まず氏神や村の寺でかけ、それから森組五ヶ村で行い、それでも降らなかつた場合は、大野谷十七ヶ村が連合して行ったのである。だんだん大規模な雨乞いとなり、農民が雨を望む必死さが伝わってくるようである。

3 寺本四ヶ村(知多市)等の雨乞い

寺本四ヶ村(堀之内村・廻間村・平井村・中嶋村)も雨乞いを行っている⁽³⁴⁾。これから寺本四ヶ村の内、中嶋村の庄屋六兵衛が書き留めた「文化十三年子四月 年代記(以下「年代記」とする)」(知多市歴史民俗博物館蔵)と「六兵衛覚書二(以下「六兵衛覚書」とする)」(『知多市誌 資料編四』)の中にある雨乞い関係の記録により、寺本四ヶ村等の雨乞いを追究していくことにする。上記の資料により「資料2 寺本四ヶ村(堀之内村・廻間村・平井村・中嶋村)等の雨乞いデータ」として雨乞い行事をまとめた。雨乞いの記録は、「年代記」には文化14年に始まり文政9年で終わっている。この間の10年間に5回の雨乞いの記録がある。「六兵衛覚書」では、雨乞いは天保10年に始まり嘉永6年に終わっている。この間の15年間に4回の雨乞いの記録がある。合わせて



(この境内に十ヶ村の馬の塔が集ったのである)(平成21年筆者撮影)

写真3 八幡神社(知多市)(寺本四ヶ村の惣社)

25年間に9回の雨乞いを行ったことになる。しかし、六兵衛は早魃がひどく何度も雨乞いを行った年だけ記録したとも考えらる。おそらくこの記録以外にも雨乞いが行われた年があったと推定できる。25年間に少なくとも9回の雨乞いがあったと考えたほうが妥当性が高いのである。次に、この9回の雨乞いに共通して行われることや目を引くことをみていくことにする。

寺本四ヶ村は、それぞれの村に雨乞いの寺や神社がある。雨乞いを行う場合、まず自分の村の神社や寺で行っている。しかし、寺本四ヶ村の惣社として八幡神社がある。八幡神社の祭りには、寺本四ヶ村全部が参加している⁽³⁵⁾。したがって、寺本四ヶ村がまとまって雨乞いをかけるのは、八幡神社となる。さらに、寺本四ヶ村でも雨乞いの効果がないと、横須賀組十ヶ村(大里・木田・加木屋・横須賀・町方・藪・寺本・佐布里・古見・朝倉)連合で行うことになる。十ヶ村で雨乞いをかける時は、多くは多度神社(三重県桑名市多度町)で黒幣を請けるのである。多度神社へは、七両二分を奉納し、雨乞い祈禱を願い、黒幣を請ける。おそらく十ヶ村の代表が代参し黒幣を村へ持ち帰るのであろう。その場合、持ち帰る場所は、横須賀陣屋下や大里村の北の森等であるが、最終的に黒幣を納めるのは、寺本四ヶ村の惣社である八幡神社であった。馬の塔は、雨乞い祈願中に出すのと、雨乞いがかないお礼として出すのとがあった。馬の塔は、9回の雨乞いの年、すべてに出している。馬の数は十ヶ村が出した場合は記録しており、文化14年は18頭、文政6年は22頭、嘉永元年は38頭、嘉永5年は36頭である。全部が集まる場所は、寺本四ヶ村の惣社、八幡神

社であった。八幡神社は、割合広い境内があるが、それでも30頭以上の馬が集まるとなれば、壮観であったであろう。四か村のみで出す場合もあり、この場合は一村一頭であろう。

嘉永5年の雨乞いの記録は、いろいろな興味ある様子を示すので、一部分を原文で示すことにする。

毎日西風ニ相成六月朔日十ヶ村相談御座候、直様北伊勢多度大神宮金七両式歩大祈祷御頼、五日中日ニ而十ヶ村八幡宮様へ馬引申候、初八ツ時頃ニ御利生雨降少しニ而七ツ時頃ニ天気相成申候、八日ニ追願多度大神宮様へ十ヶ村大勢馬引大里北ノ森迄迎ひ参り候、七ツ時ニ八幡宮様へ御出被遊、初夕方より雨降八幡宮様へ十ヶ村馬ノ塔いたし申候、毎夜十ヶ村五日之間追願、九日より十三日迄九日夜雨降二三日綿畑水休申候、初毎日雲者御座候得共日本中てり雨者無御座由、十三日十ヶ村御礼ニ馬ノ塔仕、凡馬数三拾六疋御座候、夫より十ヶ村わかれ村々ニ而雨乞御頼申候、当村者法海寺薬師龍宮様へ御頼候処、法海寺一山方毎日浜供養場ニ而小家をかけ大般若経御座候、四ヶ村若イ衆法海寺一山方御供仕大勢打離子参り候、初万（満）願一日前ニ而前風ニ而、南より雨降申皆人悦び申候、其節十ヶ村三度目ノ相談多度大神宮様大祈祷仕相談相成申候、廿二日より七日之間大金七両式歩ニ而御迎申候、右御迎ニ十ヶ村大里村迄参り申候、寺本八幡宮様ニ而まつり申候、廿五日中日ニ御座候処、馬ノ塔無しニ而十ヶ村庄屋引合被致候処、右七日之内雨者少も無御座候、村々一統悪口を申候者、庄屋衆酒斗手前方ノミ中日ニ馬ノ塔之相談も不為致、仍而雨降不申由、誠ニ誠ニ誠ニ悪口申候、又々四度目多度様へ大願申候処、多度神主申候ニ者度々御迎ニ御出被下候而も、とんと雨が当年無御座由、且又信心が大（第）一ニ御座候被申候、又七月朔日中日ニ而十ヶ村馬ノ塔仕候、夫時も雨降不申法海寺大乘院様へ自分より五日之雨乞被遊、四ヶ村庄屋方へ申入御座候処、四日五日両日雨降皆人悦び申候、夫よりも亦干リニ相成、益過ニ相成申候而海東郡へ御天王様と申処江雨乞御頼参り候処、五日之雨乞ニ御座候処、廿日より雨降尤十八日より廿二日迄ニ御座候処廿日少し雨降、夫より廿二日大風大雨ニ而皆一同安心仕候

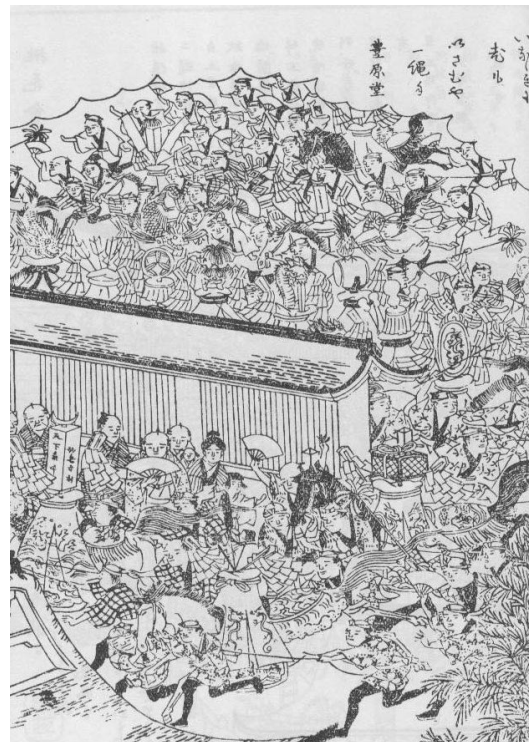
『知多市誌 史料編四』「第一編近世 第八章

社会関係 第一節家 六兵衛万覚書二 451 ページ」

この史料で注目することをまとめてみる。

- ・十か村が多度神社より御札を請けるときは、馬の塔を大勢で曳き大里村で出迎える。その後、寺本村の八幡神社へ引き返し御札を納める。
- ・十か村が曳いた馬の数は、36頭であった。
- ・中嶋村は、法海寺薬師龍宮様へ祈願を頼んだところ、法海寺一山方が毎日浜の供養場で小屋をかけ、大般若経をあげた。四ヶ村の若い衆が法海寺一山方のお供をして、大勢がお離子をして参加した。
- ・多度神社の三度目の雨乞いについて馬の塔を出さないことを庄屋たちが決めた。村の人たちはこれについて悪口を言った。さらに祈願の中日になっても馬の塔の相談もしない。それで雨が降らないのだと口々に悪口を言った。
- ・四度目の多度神社の雨乞いでは、十か村が馬の塔を出した。

ここでは、とくに庄屋たちが馬の塔をださないことに



(八幡神社の馬之塔もこのように賑わったことだろう)
一之宮 馬之塔 (『尾張名所図絵』)

対する村人たちの強い不満を考えたい。ひとつは、村人たちは、馬の塔が雨乞いに有効と信じていること、もうひとつは、馬の塔を出してお祭り騒ぎがしたいことである。特に若い衆は、馬の塔を曳き、酒を飲み十分なお祭り騒ぎをしたいのである。こういうことがあるので、庄屋たちが馬の塔を出さないことにたいする不満が悪口となって現れたのである。

寺本四か村では、文政元年・嘉永元年に雨乞いのお礼に獅子舞を奉納している。また、文政4年には雨乞いのために獅子舞を奉納している。獅子舞も馬の塔同様、雨乞いのためと雨乞いがなかったお礼に奉納したのである。獅子舞を舞う役割は若い衆なので、酒の勢いを借り、元氣な舞を披露したのであろう。

寺本四か村で特徴的なのは、雨乞いがなかなかかなわない場合、大祥院の住職や村役人などが、浜（海岸）へ出て、船に乗り、若い衆の曳き船で沖へ出て祈願することである。海岸沿いにあり船を所有している村ならではの行事である。また「資料1」の中に竜王様・竜宮様へ祈願をしたとあるので、雨乞いには海に關係の深い竜神（王）信仰があったことが知られる。

雨乞いの費用については、天保10年に多度神社へ七両二分の雨乞いを二度、十か村が馬の塔と警護の行列を出し、さらに三州の猿投神社へ三両の雨乞いを行い、寺本四か村で金廿八両三分銀一匁ほどかかったという。雨乞いには、多額の費用がかかることを示している。なお、天保10年は、これでも雨乞い祈願は少ない方で、文政4年・嘉永元年・嘉永5年・嘉永6年などはもっと多くの祈願をしている。いったいこれらの年にはどれほどの費用がかかったのか、少なくとも天保10年以上であったと考えられる。

こうした雨乞いの費用に対して、尾張藩でも一部助成をしている。嘉永元年の雨乞いの助成の為に横須賀組の十二か村の庄屋が連名で横須賀代官松田庄太夫あてに雨乞い助成の嘆願書を出している⁽³⁶⁾。これに対して、どれほどの助成があったかは不明だが、大野谷十七か村の場合は「是ハ御代官半田小兵衛様より十七ヶ村へ金一分貫」（『知多市誌 資料編四』「松原村諸用留覚二」）とあるので、金一分くらいであったのである。代官所の代官も雨乞いには多額な費用がかかることを知り、助成をしていたのである。

横須賀組に属している加木屋村（東海市）には、雨乞いの記録がある「万日記」が残されている。「万日記」

は、加木屋村・久野半平が書き残した日記で、『東海市史』資料編 第七巻」には、明和3年から弘化2年までの20冊の日記が収録されている。下記の雨乞い關係の記録はここから抜き出したものである。なお、ほかにも雨乞い關係の記録がみられるが代表的なものを抜き出した。

「六月二日 使武兵衛
一金三分 村方取かへ
雨乞御礼入用、馬式正代本郷若イ者へ遣又金
新田壱正
氏神様へ御礼
本郷壱正
」（『寛政四年 万日記』『東海市史』資料編 第七巻）

「六月 使伴右衛門
一壱分式朱 村方
雨乞御礼、如意庵へ遣又分
升右衛門取かへ六月廿九日
同人へ相渡又 半平取かへ
」（『寛政十年 万日記』『東海市史』資料編 第七巻）

「一氏神様へ雨乞かけ申候、五月廿二日より廿六日迄、
廿二日より雨沢山ニふり申候
」
「一雨乞御礼七月朔日ニ有り
馬塔本郷式正新田壱正、壱分本郷若イ者へ遣又、七
匁五分新田若イ者へ遣又、寺社方へ礼七匁五分宛」
（『文化十二年 万日記』『東海市史』資料編 第七巻）

これらの雨乞いの記録により、加木屋村では、雨乞いの御礼に馬の塔を出していたことが分かる。本郷と新田で一頭ずつ出したり、本郷二頭・新田一頭を出したりしている。雨乞いは、氏神にかけたり如意庵などにかけたりしている。こうした記録がしばしばあるので、加木屋村も自分の村の神社や寺院に雨乞いをかけたり、御礼に馬の塔を出したりしていたことが分かる。また、次の史料もある。



(平成 21 年筆者撮影)

写真 4 加木屋村 (東海市) の氏神 熊野神社

乍恐御達申上候御事

一馬三疋

当年義、追々雨乞祈願仕候処、御利生も有之候付、
来十日、右馬ニ而、雨乞御礼仕度、仍之、御達申上
候、以上

加木屋村庄屋

酉八月 早川平右衛門

松田庄太夫様

御陣屋

『東海市史 資料編 第二巻』「調宝記 七八
594 ページ」

これは、文政 8 年 (1825) に、加木屋村庄屋 早川平
右衛門が雨乞いがかなった御礼に馬の塔三頭を出すこと
を横須賀代官 松田庄太夫に伝達したのである。次の雨
乞いの史料もある。

乍恐奉願上候御事

一高千四拾五石式斗三升式合 御本田 新田 加木屋
村

(略)

右ハ、当年之儀、夏已来長々干魃仕、五月下旬より
照続キニ而、田畑共、立毛追々枯痛候付、村方氏神
を初、熱田皇大神宮・多度権現、其外諸神仏江、度々
雨乞祈願奉懸候処、少々ッ、御利生ハ御座候得共、
水渡り可仕程之潤雨無御座 (以下略)

『東海市史 資料編 第二巻』「調宝記 一一八
617~618 ページ」

これは、嘉永 6 年に、同じく加木屋村庄屋 久野清兵
衛・早川平右衛門等がひどい旱魃のため、定免をやめ、
見立免 (検見) を願いだしたものである。これにより、雨
乞いはまず氏神にかけ、それでかなわないと熱田皇大神
宮や多度権現 (多度神社) へかけていることが分かる。
また、加木屋村では、お祭りに馬の塔と獅子舞を奉納し
たことを示す次の史料がある。

乍恐奉願上候御事

一獅子頭 弐ツ

一馬 三疋

右は、来九日、当村祭礼ニ付、前頭馬・獅子ニ而、
例年之通執行仕度、奉願上候、尤御時節柄之義ニ付、
諸事質素ニ取計可申候、右願之通、御聞濟被下置
候ハ、難有仕合、可奉存候、以上

加木屋村庄屋

酉八月

早川平右衛門

松田庄太夫様

御陣屋

『東海市史 資料編 第二巻』「調宝記 七八
594 ページ」

村祭りに馬の塔や獅子舞を奉納していたことが分かる。
このように、雨乞いの御礼の行事と村祭りは同じような
行事を執行していたのである。雨乞い祭りと村祭りの共
通性がみられるのである。

寺本四か村も加木屋村も雨乞いは、まず自分の村の神
社や寺院にかけ、村独自に馬の塔を出し、その後雨乞い
がかなわないと十か村連合の雨乞いに参加し、多度神社
等へ参詣し雨乞いを頼み、十か村連合の馬の塔の行事に
参加したのである。

4 生路村 (東浦町) の雨乞い

生路村の伊久智神社には、雨乞いに関する史料が残さ
れている。『新編 東浦町誌資料編 6 教育・民俗・文
化』には「2 15 文政 村方雨請覚帳 (以下「覚帳」と
する)」として全文が収録されている⁽³⁷⁾。それをういて
「資料 3 生路村の雨乞いデータ (以下「資料 3」とす
る)」としてまとめた。この「資料 3」を用いて生路村の
雨乞いを追究していくことにする。「覚帳」は文政 9 年
に始まり、文久 4 年に終わっている。その 39 年間に雨
乞いを行ったのは、30 年間に及んでいる。雨乞いをか

けた年がかけない年よりも圧倒的に多いのである。ただし、雨乞いをかけたからといって早魃の年とは限らない。あとで詳しく考察するがむしろ早魃になったのはそのうちの数年だったのである。「資料3」によれば、1年に5回未満の雨乞いをかけただけの年は、おそらく早魃の年とはいえないであろう。水稲稲作で水が必要となるのは田植えが始まる少し前からであろう。本格的に必要なのは田植えとその後の苗の生育期である。「資料3」の雨乞いの開始の日付をみると、ほとんどが6月7月に集中している。例外的に、3月が3回、4月が4回あるだけである。近世になると知多地方では、溜池が整備され、田植えの時期の水は少し雨が降らなくてもなんとかなるくらいにはなっていたのである。しかし、田植え前後に好天が続き雨が降らないと、早魃になるかもしれないと、雨乞いをかけるのである。現在でも「から梅雨傾向」「梅雨の中休み」などの現象があるのであるから、こういう年には雨乞いをかけることになる。順調によく雨が降る年も多くはないだろうが、「から梅雨傾向」「梅雨の中休み」などもめずらしくないのである。それでもひどい早魃となってしまう年はそんなに多くはないのである。

雨乞い祈願を行う場所を多い順に並べると次のようになる。氏神43回・猿投神社20回・多度神社9回・龍神9回・熱田神宮6回である。圧倒的に多いのが生路村の氏神である伊久智神社である。次は、三河の猿投神社である。多度神社はそんなに多くない。さきにみた、森組五か村、横須賀組十か村が多度神社が多く猿投神社が少なかったのと好対照である。これは、地理的な関係と考えられる。知多半島の西海岸沿いの森組五か村、横須賀組では、船をつかえば、多度神社には簡単に行くことができる。しかし、東海岸沿いの生路村では、陸路を通ると大回りとなってしまう。そこで、距離的にはそんなに変わらないが行きやすい猿投神社に雨乞いをかけたのであろう。猿投神社も雨乞いに、多くの信仰を得ている名高い神社であった。龍神もみられるが、これは海岸沿いの村にはよくみられる、龍神信仰があったからであろう。熱田神宮の「雨の宮」も雨乞いには有効と信じられていたのでかけている。

村方は氏神に数多くの雨乞いをかけた。雨乞いのため伊久智神社の神主は次のように活動している。

午 正月吉日

多度大社宮雨乞付

丑年六月廿八日中日より三日間 毎朝出勤仕候
七月三日より 追願五日間 右之通り出勤仕候
右之中日 獅子二馬式ツ 両組にて相勤申候
七月七日ヨリ石竇村氏神両社工雨乞七日間出勤仕
候右中日雨リシャウアリ 十一日十二日朝 雨多
分有

十三日夜 礼金貳百疋受納仕候

請雨御禮両組獅子馬二つ 七月十七日也

同十八日ヨリ雨乞七日間出勤 右八氏神両社 十
二月八日 金百疋三百文 右之三百文八真會祭礼
相勤

嘉永七寅五月十九日 緒川村雨乞二頼レ 七日
間朝夕出勤 其禮五百銅受納仕候 雨八多分中
日二有り

(伊久智神社文書)

(『新編 東浦町誌 資料編6 教育・民俗・文
化』「2-16 丙 弘化三歳 金銀出入帳」)

この史料の丑年は、嘉永6年のことである。「資料3」の同年の雨乞いの日付が合わないが、氏神祈願や、「獅子二馬式ツ」などは合っている。この年に氏神に雨乞い祈願をすることを村方が神主に頼んだのである。そこで神主は6月28日より3日間毎朝出勤して祈禱をしたのである。さらに雨が少なかったのか、7月3日より5日間の追願祈禱を行い毎日出勤した。その中日に「獅子二馬式ツ」を村方が奉納したのである。また、その後近村である石浜村や緒川村へも雨乞いの祈禱のため出勤している。日照りは、当然広い地域全体に起きるのであるから、神主の雨乞いを頼まれる範囲も広がるのであろう。雨乞い祈禱により祈禱料を受け取っていることも知られる。なお、金百疋は金壹分のことである。

生路村は、次のように猿投神社へ雨乞いのための初穂料を納めている。

覚

一 金百疋

右者請雨為御初穂

被献之髓二致神納候、以上

猿投山

(安政二年) 卯八月十九日 光明院

役人 印

尾州知多郡

生路村

庄屋御中

(『新編 東浦町誌 資料編 6 教育・民俗・文化』「2 - 20 猿投神社 多度神社 代参受取」)

初穂料は、毎年納めるのが普通であるので、生路村と猿投神社が雨乞いにより深く結びついていたことが分かる。年間5回以上雨乞いをかけた年号を並べてみよう。天保10年・嘉永5年・嘉永6年・安政2年・安政3年・文久2年・文久4年である。天保10年・嘉永5年・嘉永6年は、寺本村も多くの雨乞い祈願を行っている。松原村は、天保10年の資料を欠くので不明だが嘉永5年・嘉永6年は多くの雨乞い祈願を行っている。松原村の年貢免定の年貢率をみると、この頃の平年は0.28だが、天保10年は0.2207、嘉永5年は0.28、嘉永6年は0.1274である。これらのことから、天保10年と嘉永6年は、旱魃の被害が出た年で年貢率も低かったと考えられる。したがって、雨乞いをかけた年が旱魃のひどい年というより、旱魃がひどいかどうかは雨乞いの数だけではなく、他の史料と関連させて判断する必要がある。「しし・午二ツ」という記載がみられるようになるのは、嘉永5年からである。「しし」は「獅子舞」、「午(馬)」は「馬の塔」である。雨乞いに馬の塔や獅子舞を行うことはさきに寺本四か村でもみた。生路村も雨乞いに獅子



(舞台狭しと舞い踊る二頭の獅子) (平成22年筆者撮影)

写真5 藤江神社(東浦町)のだんつく獅子舞

舞や馬の塔を出したのである。最も多く出したのは、安政2年で「しし・午六ツ」とある。生路村だけで、6頭の馬の塔を出したのである。生路村には、「生路村祭礼絵図」(伊久智神社蔵)が残されている⁽³⁸⁾。この絵図は明治時代の写しで、原本は宝暦5年(1755)の製作であった。この絵図には、獅子舞とそれをあやす人、馬の塔2頭等が描かれている。獅子舞は、現在のものと異なっているとされるが、大事なのは、宝暦年代にはすでに獅子舞や馬の塔が行われていたことにある。この年代の雨乞いの史料に欠けるので、獅子舞や馬の塔がいつ雨乞いに関係してくるのかは明らかでないが、さきにみた幕末期よりもさかのぼる可能性を残しているのである。

生路村の隣村石浜村を隔てて南に位置する緒川村には次の史料が残されている。

乍恐奉願上候御事

日照引続候ニ付、為雨乞、村方氏神森え熱田宮御被相迎、明後十二日夜、笛太鼓ニて獅子舞仕、并笹馬差出しさめ仕度、奉願上候、右願の通、御聞濟被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

亥六月十日

緒川村庄屋

利兵衛

鳴海

御陣屋

(『新編 東浦町誌 資料編 4 近世』「2 - 55 乍恐奉願上候御事(雨乞い)」)⁽³⁹⁾

これによれば、緒川村も雨乞いに獅子舞と笹馬を奉納していたことが分かる。なお東浦町に獅子舞と関係の深い屋形が残されている地区は、「森岡(二基)・緒川(三基)・石浜(一基)・生路(二基)・藤江(二基)」である⁽⁴⁰⁾。馬の塔に用いた馬道具が残された地区は「石浜・緒川新田・森岡」である。馬の塔とも関係の深い駆け馬を実施している地区は「森岡・緒川・石浜・生路・藤江」である⁽⁴¹⁾。おそらく、これらの村々では、雨乞いに獅子舞を舞い、馬の塔を曳いたものと考えられる。藤江村の藤江神社では、現在も「だんつく」獅子舞を演じ、町指定の無形文化財となっている⁽⁴²⁾。この地方(東浦町)一帯に獅子舞と馬の塔の行事が存在していたのである。それらはまた、雨乞いの行事とも深く結びついていたのである。



(平成 22 年筆者撮影)

写真 6 藤江神社 (東浦町) に鎮座した豪華な屋形

まとめ

これまで主として近世の史料を用いて知多地方の雨乞いの様子を見てきた。以下、「(1) 知多地方の近世の雨乞いの様子」「(2) 雨乞いが行われたわけと雨乞い行事」としてまとめる。

(1) 知多地方の近世の雨乞いの様子

雨乞いの最もさかのぼることができる記録は、松原村の享保9年(1724)のものである。ここではすでに五か村が共同で雨乞いを行い、村の寺社でかなわない場合は、遠く村外の有名な寺社に雨乞いをかけるという幕末から近代にかけて、盛んに行われた方法がとられていた。幕末期には、十か村以上が連合して雨乞いを行っている。

幕末期の史料によれば、雨乞い祈願やその成功の祝いに、馬の塔や獅子舞や勇が行われた。この行事の中心は若い衆であった。しかし、明治以降、馬の塔や獅子舞が急速に姿を消し、雨乞い行事にこれを伴う村(地区)は、ほとんどなくなった。松原村では、馬の塔や獅子舞や勇が雨乞いに登場するのは、明和年代の史料だが、少なくともここまではさかのぼることができた。尾張藩の享保年代の触れに、雨乞いに馬の塔が引き出されることを示すものがある。この触れは知多地方にも触れられているので、あるいは雨乞いに馬の

塔が登場するのはここまでさかのぼる可能性もある。

「天焼き」の雨乞い行事は、近代では知多地方のほとんどの地域で行われていた。しかし、近世の史料からは今のところ発見することはできなかった。

雨乞いの費用は、幾度もかける場合は相当高額となり、村入用(村費)として徴収された。これは、寺社に納める祈禱料のほかに、馬の塔や獅子舞や勇等にかかる費用が計上されたことを示している。

知多半島は、海に面した村が多いため、雨乞いを龍神や龍王にかけることがあった。その場合、海上で雨乞い祈願をする村があり、この地方の雨乞い祈願の特徴となっている。また、各地の雨乞い伝承のなかに龍神や龍王に関係している内容がみられ、龍神や龍王の信仰が普及していたことが分かる。

今後の課題として、まだ数多くの近世史料の中に雨乞い関係のものが含まれているに違いない。これらを見つけて出し、雨乞いは何時頃から行われるようになったのか、獅子舞や馬の塔が何時頃から雨乞い行事と結びついたかを明らかにすることである。それにより、知多地方の雨乞いの歴史が明らかとなり、雨乞い研究の一端を担うことが出来るであろう。

(2) 雨乞いが行われたわけと雨乞い行事

雨乞いが行われたのは、知多地方は灌漑に適した土地ではないことが、第一の理由としてあげられている。しかし、この灌漑に適さない土地は日本各地によくある事柄である。例えば、数多くの半島はそうであり、また、瀬戸内地方もそうであろう。だいたい溜池が数多く造られたり溜池灌漑に頼っていたりする地方は、これに該当するのである。灌漑用水が十分だった地方がそんなに沢山ある訳はないのである。だからこそ、雨乞い行事は、日本全国各地で行われていたのである。知多地方が特別旱魃の被害を受けやすい地方であったと言える理由はそんなにないのである。

それでは、なぜ雨乞いはこんなに日本各地で行われたのであろうか。それは、「雨乞いをすれば、雨が降る」からである。「そんなバカな、雨が降るのは気象条件によるのだ、雨乞いをしたためではない」との声が聞こえてきそうである。しかし、それは気象が科学化された現在の考え方である。現在ならば私も「雨は雨乞いで降るものではない、気象条件によるのだ」に賛成である。しかし、気象が科学化される以前の人々

にとっては、「雨乞いをすれば、雨が降る」というのが正解なのである。それは、雨乞いは幾度も掛けられていることがヒントになる。普通は、幾度も雨乞いをかけるのは、雨が降らないからだと考えがちである。しかし、ちがうのである。幾度もかけている間に雨が降るのである。その証拠に、松原村・寺本四か村・生路村が幾度も雨乞いをかけた年をみてみよう。そこではほとんどが、最後に雨が降り、お礼の雨乞い行事を行っているのである。幾度も雨乞いをかけた年は、今でいう「から梅雨傾向」「梅雨の中休み」「梅雨の遅れ」などであろう。しかし、これらの年でも雨は降るのである。だからこそ、雨乞いは幾度もかけられたのである。確かに雨が降らないから雨乞いはかけられるのだが、その結果ほとんどの場合は雨が降るのである。但し、十分な雨が降ったかどうかは、その年により差があるのは当然である。もし、幾度かけても雨乞いにより雨が降らなかったら、あるいはほとんど降らなかったら、誰が多額の費用を出してまで、神や仏に祈願するであろうか。「雨乞い祈願をすれば、雨が降る」という経験が重なるからこそ雨乞いは日本全国に普及し存在したのである。雨乞い祈願は多くが成就するからこそ、降らない場合は真剣に、願いがかなった場合はその喜びを表現するために、各地にさまざまな雨乞い行事が行われるようになったのである。

現実に旱魃はどのくらいの頻度で起こったのであろうか。さきにみた知多郡の市町史・誌には、「知多地方は旱魃がよく起った」と書いている。これは、本当であろうか。いま、手元にある史料が少ないので断定はさけるが、旱魃といえるようなひどい年は、そんなにあったとは思えない。一例としてあげれば、松原村には元禄8年から明治3年まで175年の内143年分の年貢免定が残されている。そのうち、何らかの理由で、二割以下に大きく年貢率が下げられた年は、享保9年・明和7年・明和8年・天明6年・嘉永6年・慶応2年の6回にすぎない。その内、さきに見たように、享保9年・明和7年・明和8年・嘉永6年は確実に旱魃によるものであることが分かっている。しかし、143年の間に確実にひどい旱魃であったのは4回、理由が分からないのを含めても年貢率を大きく下げたのは6回である。これをみれば旱魃でひどい被害があった年は、決して多くないのである。もう一例、次の史料を提示する。

嘉永六年丑年（略）八月朔日より七日之間常光院様ニ雨乞い頼申上候処、三日夜より四日中ノ日大雨ニ而皆人悦び申候、翌五日晴天ニ相成又々如元大てりニ御座候、先百年斗ニも相成不申てり御座候、五月十八日より雨降不申八月十二日常光院様雨乞之雨、寺本田面中かいむニ相成、百姓迷惑心配いたし候、（略）十月八日雨降申候処、井戸水者ふ彘不申候得共、十一月九日ニ大雨大降御座候、其節井戸水壺尺五寸斗水多ク相成申候、五月十八日より之初メ而之雨ニ候也、二百日水之てり八拾五年斗相成候、大旱魃御座候（棒線筆者）

（「六兵衛覚書二」）より抜粋

嘉永6年の大旱魃に際し、「これは百年もなかった照りである」とか「二百日も降らなかつたのは、八十五年前以来のことである」（上記棒線部分を意識）とか述べている。つまり、大旱魃はそんなに起るものではないことを農民自身が書き残しているのである。それゆえに、大旱魃以外の年は、雨乞いをかければ雨がかなり小なりに降ったことを示しているのである。このことは、知多地方に十分雨が降ったと主張するものではない。おそらく、何年かに一度は、雨が少なく旱害がでたのであろう。年貢率が大きくは下がっていないが、二割に近い年（二割二分以下）は、11年もある。これが全部旱害によるものとすれば、さきの6年と合わせれば、17年となる。147年の間に17年の旱害とすれば、10年に一度くらいは旱魃の被害がでたとも考えられる。したがって、知多地方の人々がこの地方は旱魃が多く、よく苦しめられたと考えても無理はないのである。

「雨乞いをかければ雨が降る」のであるからこそ、幾度もくりかえし祈願し、大金を村費に計上しても雨乞いを行ったのである。それゆえ、かなった時の喜びは大きく、獅子舞を舞い、馬の塔を曳き、神楽をあげ、勇で囃したのである。まさに、雨乞い祭りを行ったのである。若い衆は、この時とばかりに酒を飲み、喜びいさんで祭りの中心となって活躍したのである。

幕末には、馬の塔の標具や馬具、獅子舞の屋形は、ますます豪華となった。これは、文化文政時代以降に知多地方全体の経済水準が上がり、祭りのさまざまな費用を負担する力がでてきたことを示している。

註

- (1) 高谷重夫の雨乞い関係の主著としては、『雨の神——信仰と伝説——(高谷重夫著 民俗民芸双書 岩崎美術社編)と『雨乞習俗の研究』(高谷重夫著 昭和57年 法政大学出版局)がある。
- (2) 南知多町をのぞく五市・四町の市・町史・誌の本文編の中に、民俗の項目があり、ここで雨乞いが記述されていたり、資料編の民俗のなか等で記述されている。
- (3) 南知多町の近世史料についていえば、どうしても漁業や廻船に目が向き、雨乞いなどの村方史料にまで調査がとどいていないと考えられる。これから雨乞いの史料が見つかる可能性を残している。
- (4) 『美浜町誌 本文編』(美浜町役場発行)「第四編 文化 第一章 文化 第三節 年中行事 708ページ」より
- (5) 同上
- (6) 美浜町の近世史料も雨乞いに関していえば十分調査されたとはいえない。これから見つかる可能性を残している。
- (7) 『美浜町誌 資料編二』(美浜町役場発行)「第三編 民俗 第五章 民話・伝説 467ページ, 477ページ, 491ページ」より
- (8) 『武豊町誌 本文編』(武豊町発行)「第二編 歴史と民俗 第四章 民俗 第四節 生産と交易 319ページ」より なお、同本文編には、[雨乞い] 305ページ「雨乞いの習俗と行事」405ページの項目があり、武豊町や知多半島で行われた雨乞いについて記述している。
- (9) 『武豊町誌 資料編二』(武豊町発行)「第三編 民俗 第二章 伝説・古地名 第3節 東大高 477ページ」より
- (10) 『常滑市誌』(常滑市役所発行)「第五編 文化 第三章 民俗 第四節 俗信・伝説 975ページ」より
- (11) 常滑市も、近世の雨乞いについては何も述べていない。常滑市の近世史料の調査により見つかる可能性を残している。
- (12) 『半田市誌 本文編』(愛知県半田市発行)「第四編 文化 第一章 民俗 第五節 年中行事 986ページ」より
- (13) 『新修半田市誌 下巻』(愛知県半田市発行)「第八編 民俗 第六章 年中行事 266ページ」より
- (14) 『阿久比町誌 資料編八』(阿久比町発行)「第一章 農業 第二節 稲作 31ページ」より 阿久比町誌も近世の雨乞いについては、載せていない。今後の雨乞いに関する近世史料の発見が望まれる。
- (15) 『新編東浦町誌 本文編』(知多郡東浦町発行)「第九編 民俗 第五章 信仰 第六節 雨乞い 942ページ~944ページ」より
- (16) 『雨の神——信仰と伝説——』(高谷重夫著 民俗民芸双書 岩崎美術社編)「第二章 夜叉ヶ池 一夜叉ヶ池 59ページ」
- (17) (15)と同じ
- (18) 『知多市誌 本文編』(知多市役所発行)「第四編 文化 第四章 民俗 第三節 年中行事 888ページ」より
- (19) 同上
- (20) 『古文書と絵図の語る 村と人々』(伊藤昭正著 知多市歴史民俗博物館)「十七 雨乞い祈願に代官所も祈禱料 78ページ」より
- (21) 『東海市史 通史編』(愛知県東海市発行)「第七編 民俗 第5章 年中行事 第2節 春・夏の行事 1153ページ~1154ページ」より
- (22) 同上
- (23) 『雨の神——信仰と伝説——』(高谷重夫著 民俗民芸双書 岩崎美術社編)「第四章 南祖坊と八郎太門(一)(三)南祖坊 183ページ」には、桜池や池宮神社について詳説されている。
- (24) 『大府市誌』(愛知県大府市発行)「第七編 民俗 第5章 伝承の行事 第二節 むら祭り 二 農事行事 881ページ」より
- (25) 同上
- (26) 『大府市誌 資料編 近世』(愛知県大府市発行)「第七章 記録・その他 — 記録 四六五庄屋勤役中の記録抜書(十)大日照りで雨乞い祈願 429ページ」より
- (27) 同上 430ページ
- (28) この史料は表紙を欠くが、その内容から「享保9年 御触留」と推定できるので、これを用いた。
- (29) 『知多市誌 資料編四』「第1章 支配関係 第1節 支配」「松原村諸用留」の「一横須賀御支配下八組二別レ居候事」に各組ごとの村名がまとめられている。
- (30) 『愛知県史 別編 尾張 民俗2』の「二 オマントと祭礼組織」には西三河から尾張にかけての「馬の頭・馬の塔」が詳しく数多くの史料や資料をもとに記述されている。
- (31) 現在も行われている松原村や森村の馬の塔の飾りは、幕末のものだが、高価な刺繍がほどこされた豪華なものである。また、知多郡の市・町で、馬の塔の飾りが残されているところは、史・誌に写真入りで紹介されている。いずれも豪華な飾りである。
- (32) 森村や松原村には、明和年代には馬の塔があり雨乞いに引き出されていたことが分かっている。(「資料1」参照)それより以前については明らかでない。しかし、享保年代の雨乞いに馬の塔があったことを示すこれらの触れが知多郡にも触れられているところからみると、ここまでさかのぼることが可能かも知れない。
- (33) 『知多市誌 資料編三』「第二節 日長神社の祭礼」には、「馬の塔」や「標具・馬具」について写真付で詳しく記述されている。
- (34) 『名古屋叢書続編 第三巻 寛文村々覚書(下) 地方古義』の「解説 所 三男 一、知多郡覚書帳」には、寺本四か村について「寺本四力村(寺本郷)の形はのちのちまで温存された。このように、中世的な「惣」又は「郷」に類する支配形態を残したのは、尾張領内にあつては、この四力村だけであることを特に指摘しておきたい。」と述べている。寺本四か村としてまとまっているのは、所 三男氏の解説の通りである。
- (35) 八幡神社の祭礼については『知多市誌 資料編三』「第二章 祭礼 第一節 八幡神社の祭礼」に詳しい。
- (36) 『古文書と絵図の語る 村と人々』伊藤昭正著 知多市歴史民俗博物館発行の「十七 雨乞い祈願に代官所も祈禱料」を参照した。
- (37) この雨乞いの記録は「伊久智神社」のものだけに、寺院の記載はないが、あるいは寺院へも雨乞い祈願を行っていた可能性も考えられる。

- (38) 『東浦町誌 資料編6 教育・民俗・文化』の口絵写真・
「第二四編 民俗 第三章 祭りと芸能」参照
- (39) この史料の説明の中で、「亥年」は、天保10年と推定されている。
- (40) 『新編 東浦町誌 本文編』「第九編 民俗 第二節 屋形と打ち囃子」を参照、ここには各地区の屋形が写真付で紹介されている。なお、地区名は近世の村名と一致する。
- (41) 『新編 東浦町誌 本文編』「第九編 民俗 第四節 馬の頭と駆馬」を参照
- (42) 『新編 東浦町誌 本文編』「第九編 民俗 第三節 獅子舞」を参照

資料1 松原村の雨乞いデータ

年号	月,日	雨乞い行事等	金額
明和2年 (1765)	5, 5	村寄雨請諸入用	1貫015文
	"	村寄雨請御礼馬頭入用	1貫180文
		はね村いなり様共	
	5,25	鍛冶屋村寄雨請諸入用	1貫008文
	6, 1	森村雨請諸入用	1貫808文
明和3年 (1766)	6, 3	雨請秋葉様江いさみ諸入用	1貫350文
	6,10	岡田村寄雨請諸入用	2貫233文
			合計8貫594文
明和5年 (1768)	7, 7	羽根村寄雨請諸入用	914文
	"	大草村村寄雨請諸入用	584文
	"	いさみ相談寄り, ちゃたばこ代	12文
			合計1貫510文
明和6年 (1769)	5,	羽根村寄雨請諸入用	1貫248文
	"	大草村天王江雨請	562文
	"	右之時酒代	300文
		大草村村寄雨請諸入用	1貫314文
		羽根・大草両村寄雨請,	
		いさみ酒付	500文
	"	酒代	500文
	"	酒代	500文
	"	酒代	500文
		村寄雨請太神宮様江 山神	金二分260文
		合計 金二分5貫684文	
明和7年 (1770)	6, 1	森村寄雨請諸入用	1貫205文
	6, 3	岡田村寄雨請諸入用	金一分582文
	7, 1	羽根村寄雨請諸入用	1貫985文
			合計 金一分3貫772文
明和8年 (1771)	6, 1	龍神雨請諸入用	1貫338文
	"	鍛冶屋村寄雨請諸入用	金一分050文
		鍛冶屋村寄雨請諸入用	1貫060文
		森村雨請諸入用	560文
		岡田村寄雨請諸入用	1貫603文
		右同断いさみ入用	1貫650文
		熱田様雨請諸入用	600文
		熱田様雨請入用御馬頭若者遣	500文
		秋葉雨請	700文
	7, 1	熱田様雨請入用御馬頭入用	850文
		合計 金一分8貫911文	
安永3年 (1774)	5,	雨請入用	849文
	"	"	100文
		鍛冶屋村寄雨請諸入用	800文
		大法寺雨請御礼入用	466文
		森村雨請諸入用	1貫189文
		合計3貫404文	
安永3年 (1774)	4,	村寄雨請諸入用	1貫169文
	5,	松原村之時雨請安ど礼	252文
	"	雨請馬頭代	500文

	6,30	五日の中日に四か村の若い者が馬の塔と獅子舞で参詣した。	嘉永元年 (1848)	7, 5	七月五日より十ヶ村で多度神社へ七両二分の大願を頼んだ。小雨しか降らなかったの で、また十ヶ村で多度神社へ七両二分の大願を頼んだ。中日の廿一日になっても雨が降らなかった。そこで十ヶ村が九つ時までに馬の塔をだし、八幡神社で勢ぞろいをした。十ヶ村で馬数三十八疋をそろえ盛大であった。それでも少ししか雨が降らず、八幡神社へ十ヶ村で五日の雨乞いをお願いした。大降りがないので十ヶ村は止めて四か村で大祥院様へ七日間の雨乞いをした。
	7,17	瑞雲山大祥院で七日間の雨乞いを行った。十九日に竜王様に四か村が雨乞いを行った。そのとき大祥院より浜へ行き、平井村弥四郎船に大祥院やその他の寺の住職が乗り、小根多左衛門船に四か村の村役人が乗り、小根平重郎船に立合中が乗り、四か村の若い者は船四、五艘に乗り御供をして沖に出た。大船三艘の引船で若い者が引いた。		8, 8,12	竜宮様へ八月朔日より雨乞いをした。少しは雨が降ったが田の中に水がないので法海寺一山薬師如来に七日間の雨乞いをした。村中大念仏で、中島村は大乗院様、堀之内・廻間村は常光院様で、平井村は吉祥院様で、大念仏を唱えた。中日には村中一度に大念仏満願で、四か村獅子舞を八月十二日に廻した。
文政6年 (1823)	5,26	五月に入り雨が降らず、雨池を落とし田植えを行った。それから多度神社へ雨乞いを御頼みした。廿六日に四か村の馬の塔を行った。			
	6, 5	熱田雨の宮へ十ヶ村が雨乞いを御頼みした。横須賀の扇嶋にお参りした。六月五日中の日に十ヶ村が馬の塔を行い扇嶋に参詣した。馬の塔の馬は二十二疋であった。	嘉永3年 (1850)	7,23	七月廿三日四か村雨乞いのお禮の馬の塔があるはずだが、廿一日に大雨大風で天白様の大蔵に大松がおれ、蔵の真ん中に抜けたので、若い衆の道具が痛み、出さなくなった。
	6,15	その後、雨が降らなかったため、大乗院御隠居様に頼み、竜宮様へ七日間の雨乞いを頼んだ。雨乞いは十五日より廿一日迄行った。中日十八日に四か村若い者夕方に船に乗り、法印様一山寺々方は弥四郎船、四か村の村役人も同船、両方を船二艘にて引船をした。十八日夕方から雨が降り、十九日大雨となった。廿日も雨がふった。			
	6,22	廿二日より廿三日お禮の馬の塔を出した。	嘉永5年 (1852)	5,28	五月廿八日より七日間の間平井村栖光庵様へ雨乞いをしたが、雨は降らなかった。
				6, 1	六月朔日に十ヶ村で相談して多度神社へ七両二分の大祈禱をした。五日中日に十ヶ村八幡宮様へ馬を引いた。
				6, 8	八日に多度神社へ追願をした。そのとき十ヶ村大勢で馬を引いて、大里村の北ノ森まで多度神社のお札を迎えに行き、七つ時に八幡神社に納めた。夕方から雨が降り、八幡神社へ十ヶ村が馬の塔を出した。毎夜十ヶ村が五日の間追願をした。
文政9年 (1826)	5,12	十二日より七日間八幡神社に雨乞いをかけた。中日に中島村若い者が馬の塔を出した。その後好天となり四か村の村役人が寄合をして、雨池の水を落とし、廻間村が地蔵様へ雨乞いをかけた。		6,13	十三日に十ヶ村がお禮の馬の塔を出した。馬数は三十六疋であった。それからは十ヶ村は分かれて雨乞いを行った。中島村は法海寺薬師竜宮さまへ頼んだ。法海寺一山方は毎日浜供養場で小家をかけ大般若経を唱えた。四か村の若い衆は法海寺一山方に供をして、大勢で御囃子をおこないながらやってきた。その節十ヶ村は三度目の相談を行い、多度神社へ廿二日より七日間で七両二分の大祈禱を頼み、御礼を迎えた。これは十ヶ村で大里村で御礼を迎え、寺本八幡神社へ納めた。廿五日の中日に馬の塔があるのだが今回は庄屋の話し合いでなかった。七日間雨が降らなかったため皆々悪口を言った。その後四回目の祈禱を多度神社へかけたところ、多度神主は、幾度も祈願しても雨が降らないのは信心故で、信心が第一と言われた。また七月朔日中日に十ヶ村で馬の塔を出した。そのときも雨が降らなかつ
天保10年 (1839)	6, 3	五月に雨が降らず、雨池の水で田植えをした。六月十三日までに雨池の水はすべて落ち切った。六月三日より十ヶ村で多度神社へ七両二分の大祈禱をした。まだ雨が降らなかったため追願を行った。十ヶ村で中日に馬の塔と警護の行列を行った。それでも雨が降らなかったため、三州の猿投神社へ三両の雨乞い大祈禱をした。この年の雨乞い入用は、寺本四か村で金廿八両三分銀壱匁くらいかかった。		6,22	
				7, 1	

	7,20	たので、大乘院様へ五日の雨乞いを行った。盆過ぎになり海東郡の御天王様へ五日間の雨乞いかけた。それより大雨になった。
嘉永6年 (1853)	6, 1	月朔日より天王様へ七日間の雨乞いをしたが、雨は降らなかった。
	6,12	十ヶ村で多度神社へ七日間の雨乞いを行った。十二日中日に十ヶ村ではだか馬の馬の塔を出した。
	6,17	十ヶ村で多度神社へ五日間の追願を行った。十七日中日に大里村北の森でお礼を出迎え、八幡神社へ納めた。そのときもはだか馬で出迎えた。二度の雨乞いも効果なく雨が降らなかった。それで十ヶ村で法海寺大乘院様へ七日間の雨乞いをした。満願の夜に雨がふつたが、それよりまた好天になった。そこで寺本の雨乞い場所のすべてで雨乞いを行った。これも少し雨が降っただけだった。法海寺一山方で竜宮様へ雨乞いを行った。これも雨が降らなかった。田が大焼けになったので、大祥院様へ七日間の雨乞いを行った。だいぶ雨が降ったがまだ足りない。
	8, 1	八月朔日より七日間常光院様へ雨乞いをかけた。大雨が降り喜んだが、その後また降らなくなった。寺本田面皆無同様になった。

文化14年から文政9年までは、「文化十三年子四月 年代記」(知多市歴史民俗博物館蔵)により作成した。これは中島村庄屋六幣衛が記した年代記である。

天保10年より嘉永6年までは、「六兵衛覚書二」(『知多市誌資料編四』)により作成した。

十ヶ村とは、横須賀組の、大里・木田・加木屋・横須賀・町方・藪・寺本(四か村)・佐布里・古見・朝倉である。

御礼(おふだ)は御礼, 御札(おれい)は御禮と表記した。

八幡宮は、現在の八幡神社に統一表記した。

文章はすべて筆者が一部省略して意識したものである。

資料3 生路村の雨乞いデータ

年号	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
文政9年	雨乞い	雨乞い	雨乞い	雨乞い			
文政10年	雨乞い	雨乞い	雨乞い				
文政12年	雨乞い	雨乞い					
天保元年	雨乞い	雨乞い	雨乞い・龍神				
天保3年 (1832)	雨乞い	多度神社 7月20日～26日					
天保4年 (1833)	氏神 7月1日～7日	龍神 7月8日～12日	多度神社 7月5日	猿投神社 8月4日～10日			
天保6年 (1835)	氏神 3月22日～18日	氏神 3月23日～29日	猿投神社 3月晦日～4月6日				
天保8年 (1837)	氏神 6月18日～24日	猿投神社 7月20日～26日					
天保9年 (1838)	氏神 4月23日～29日	猿投神社 閏4月2日～8日					
天保10年 (1839)	氏神 5月26日～6月2日	猿投神社 6月4日～10日	多度神社 6月17日～23日	猿投神社 7月2日～8日	多度神社 7月16日～22日	氏神 7月23日～28日	龍神 8月5日～11日
天保12年 (1841)	氏神 6月9日～15日	氏神 6月16日～22日	氏神 6月16日～22日				
天保13年 (1842)	氏神 6月20日～26日	氏神 7月7日～13日	猿投神社 7月15日～21日	猿投神社 (三日間)			
天保14年 (1843)	氏神 4月7日～13日	氏神 7月18日～24日	猿投神社 7月26日～8月2日	猿投神社 8月19日～25日			
弘化元年 (1844)	氏神 7月11日～17日	猿投神社 7月18日～24日	猿投神社 7月25日～8月2日				
弘化4年 (1847)	氏神 6月18日～24日	猿投神社 6月25日～7月2日					
嘉永元年 (1848)	氏神 7月7日～13日						
嘉永2年 (1849)	猿投神社 7月15日～21日	氏神 6月16日～22日					
嘉永3年 (1850)	氏神 6月16日～22日						
嘉永4年 (1851)	氏神 7月8日～14日	氏神 7月21日～27日					
嘉永5年 (1852)	氏神 5月28日～6月5日	猿投神社 6月7日～13日 しし・午二ツ	猿投山大智院 6月19日～25日	龍神 6月26日～7月3日 しし・午四ツ	多度神社 7月10日～16日	多度神社 7月17日～21日	
嘉永6年 (1853)	氏神 6月3日～9日	猿投山大智院 6月10日～16日	猿投神社 6月17日～23日	多度神社 6月25日～7月朔日	多度神社 7月2日～8日 しし・午四ツ	龍神 7月9日～15日	龍神 7月16日～22日
嘉永7年 (1854)	氏神 5月23日～29日	氏神 6月7日～13日 しし・午四ツ					
安政2年 (1855)	氏神 4月27日～5月4日	氏神 5月5日～11日 しし・午二ツ	熱田神宮 5月14日～20日	熱田神宮 6月15日～21日	熱田神宮 6月26日～7月2日	熱田神宮 7月3日～9日	龍神 7月10日～16日 しし・午六ツ
安政3年 (1856)	氏神 4月20日～26日	氏神 6月5日～11日	氏神 6月12日～18日	熱田神宮 6月19日～25日	熱田神宮 6月26日～7月2日	龍神 7月9日～9日	
安政4年 (1857)	氏神 6月20日～26日						
安政6年 (1859)	氏神 3月21日～27日	氏神 6月30日～7月6日					
万延2年 (1861)	氏神 6月5日～11日 しし・午二ツ	氏神 6月15日～21日 しし・午二ツ	氏神 6月22日～28日 しし・午四ツ				
文久2年 (1862)	氏神 5月16日～22日 しし・午二ツ	氏神 6月15日～21日	氏神 6月22日～28日 しし・午二ツ	多度神社 6月29日～7月5日 しし・午二ツ	龍神 7月6日～12日 しし・午四ツ		
文久3年 (1863)	氏神 6月10日～16日 しし・午二ツ	氏神 6月27日～7月3日 しし・午四ツ					
文久4年 (1864)	氏神 3月17日～23日 しし・午二ツ	氏神 4月13日～19日 しし・午四ツ	氏神 6月23日～29日	猿投神社 7月12日～18日	猿投神社 7月19日～25日		

『新編 東浦町誌 資料編6 教育・民俗・文化』「2-15 文政 村方雨請覚帳」により作成

資料中の、「猿投山」は猿投神社に、「竜神様・龍神社」は龍神に、「多度権現・多度大権現」は多度神社に、「氏神様」は氏神に、「熱田皇大神宮」は熱田神宮に、統一表記した。